

【2】放課後子ども教室推進事業(拡充)

平成20年度概算要求額:9,924百万円

(平成19年度予算額:6,820百万円)

事業開始年度:平成19年度

事業達成年度:平成23年度

主管課

生涯学習政策局生涯学習推進課 (課長:上月 正博)

関係課

事業の概要

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進する。

この取組は、厚生労働省の留守家庭児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」と連携した、総合的な放課後対策として平成19年度から実施しており、実施主体である市町村の事業に必要な経費について国1/3、都道府県1/3、市町村1/3を、それぞれ負担する補助事業である。

20年度概算要求においては、地方がより取り組みやすくなるよう、カ所数の増、協力者への謝金単価の増等の必要な措置を講ずることとする。

必要性

子どもたちにかかわる重大事件の続発等を踏まえ、文部科学省では平成16年度から3年間の緊急対策として「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を実施し、平成18年度には全国約8千カ所で事業が展開されたが、同事業の継続を求める声が多く、また、平成18年5月に猪口少子化担当大臣(当時、以下同じ。)、小坂文部科学大臣・川崎厚生労働大臣の3大臣が、総合的な放課後対策事業として「放課後子どもプラン」の創設を合意したことから、平成19年度より厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と連携した「放課後子どもプラン」を実施。

これまで、

- ・「新しい少子化対策について」(平成18年6月少子化社会対策会議決定)、
- ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)、
- ・「社会総がかりで教育再生を」(平成19年1月教育再生会議第一次報告)、
- ・第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説

などにおいて本事業が取り上げられ、その推進が求められてきた。

このように、国の重要な政策課題に対応する支援策として位置づけられている本事業は、犯罪から子どもを守るための対策等子どもの安全・安心の観点、少子化対策の観点、地域の教育力向上の観点、さらには学習機会の提供等再チャレンジの観点からも、その推進を図ることが必要であり、地域社会全体で子どもの豊かな人間性を養っていくための重要な事業である。

さらに、平成19年度においても、

- ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議(中間報告)(平成19年6月)
 - ・「社会総がかりで教育再生を」第二次報告(平成19年6月教育再生会議第二次報告)
- などにおいて本事業の全国での実施が求められているところである。

このような観点から、本事業の全国展開を引き続き推進するべく、そのための予算の拡充が必要である。

効率性

(事業アウトプット(直接的効果))

平成20年度における本事業の実施により、約1万5千カ所の小学校区において子どもの居場所が設けられ、各地域で交流活動、学習活動などの取り組みが実施される。

(事業アウトカム(波及効果))

各地域で交流活動、学習活動などの取組が促進されることにより、子どもの社会性、公共心、規範意識、自主性、創造性等が育まれることが期待される。また本事業は、地域の多様な方々の参画を想定していることから、子どもたちを地域で見守り育むといった、地域の教育力の向上が期待される。

さらに、厚生労働省の放課後児童健全育成事業と連携して実施することにより、各地域で総合的な放課後対策が行われ、安全で健やかに子どもが育まれる環境が整備されることが期待される。

有効性

(施策目標)

施策目標1-2 地域の教育力の向上

(得ようとする効果及びその達成見込み)

本事業は、全国の小学校区において、安全で健やかに子どもが育まれる環境を整備することにより、

- ・ 子どもの社会性、公共心、規範意識、自主性、創造性等を育む
- ・ 多くの大人の参画を得ることで、子どもたちを地域で見守り育むといった地域の教育力の向上を図ることを目的とするもの。

本事業に先行して実施した「地域子ども教室推進事業」(16年度～18年度)においては、18年度は全国約8千カ所において子どもの居場所が整備され、延べ約2,110万人の子どものもと、延べ約383万人の地域の大人が参加した。

18年度においては、事業運営に協力する地域の大人の参加人数が16年度に比べて約200万人増加し、量的拡充も図られた。この運営に協力した地域の大人の参加者数のうち、無償ボランティアの数は、事業期間全体を通じて約4割であることから、自らの地域に対する関心の高さが伺えた。

また、「地域子ども教室推進事業実施状況調査」(平成18年3月)によると、この活動が、子どもにとって家庭・学校・地域で積極的な態度を見せるきっかけとなっているとともに、保護者もこの活動を通して子どもの成長を感じているといった結果等が出ており、子ども・保護者・校長・地域住民のいずれからも高い評価を受けている。

これらのことから、本事業の得ようとする効果は十分達成することが可能であると判断。

(事業開始時に想定した効果)

全国の小学校区(22,607校(平成18年5月1日現在))のうち、平成19年度は1万カ所で本事業が実施され、各地域で交流活動や学習活動などの取り組みが推進される。

(18年度までに得られた効果)

(前述のとおり)

18年度実績評価結果との関係

「平成20年度の予算要求は「放課後子どもプラン」の2年目として、地方の意見等を踏まえつつ、必要な要求を行い、本事業により、地域の教育力の向上が図られるよう努める」と記載。

広報計画

特になし。

備考

(関連する既存事業)厚生労働省所管「放課後児童健全育成事業」

児童福祉法第6条の2第3項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

平成19年度から、両事業を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を創設したところ。

「放課後子どもプラン」平成20年度概算要求の概要

《基本的考え方》

各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と緊密な連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を着実に推進するため、文部科学省と厚生労働省が連携して、平成19年度に引き続き、必要経費を要求。

実施主体である市町村において、学校の余裕教室や地域の児童館、公民館等も活用して、地域のボランティアなどの協力を得ながら、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

平成20年度概算要求のポイント

〔〕内が
事業担当省

「放課後子どもプラン推進事業」

事業内容

放課後子ども教室推進事業 〔文部科学省〕

放課後児童健全育成事業 〔厚生労働省〕

趣旨

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

全国全ての小学校区での実施に向け、20年度も必要な支援措置を講じる。

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

要求額

99.2億円(68.2億円)

国庫補助金
(補助率1/3)

187.7億円(158.5億円)

か所数

15,000か所[5,000か所増]

原則としてすべての
小学校区での実施
を目指す

20,000か所[前年度同]

ソフト面

安全管理員等への支援の充実
・地方がより取り組みやすくなるよう、謝金単価を充実

学習支援の充実
・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る

次年度からの取組支援
・残りの5千ヵ所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援

長時間開設加算の改善
・夏休み等の長期休業期間や授業日(平日)の延長時間に応じた加算制度の創設・改善

発達障害児等の受入の更なる推進
・障害児対応の指導員をクラブ単位での配置から、市町村の責任の基に配置する補助方式に変更

長期休業期間中の開所促進や大規模クラブの解消
・250日未満開所のクラブや71人以上の大規模クラブへの21年度での補助の廃止

ハード面

「放課後子ども教室」を設置する際の備品
購入費補助の実施

学校の敷地内等に新たに施設を設置する際の創設か所数の増
設置・実施主体制限の緩和
・「市町村」「市町村、社会福祉法人等」

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置 〔文部科学省〕

事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置 〔文部科学省〕

事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催 〔文部科学省・厚生労働省〕

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～ 文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携 ～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討 **全市町村に設置**

コーディネーターの配置【担当省:文部科学省】

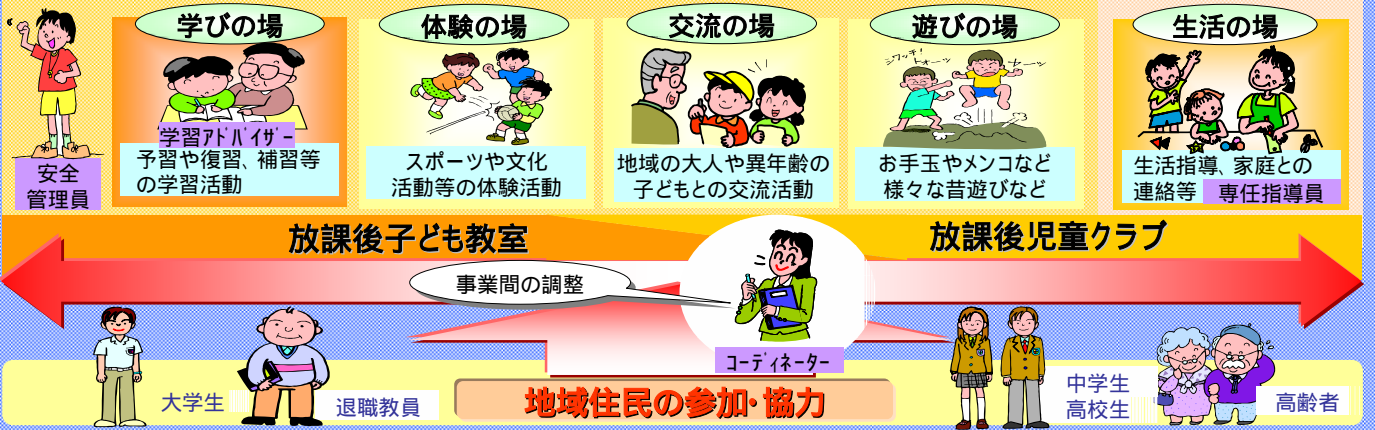
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 **全小学校区に配置**

活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 **全都道府県・指定都市・中核市に設置**

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 **全都道府県・指定都市・中核市で開催**